

1 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等をすべて活用することが保護の前提

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・扶養義務者からの扶養
- ・年金、手当等の社会保障給付 等



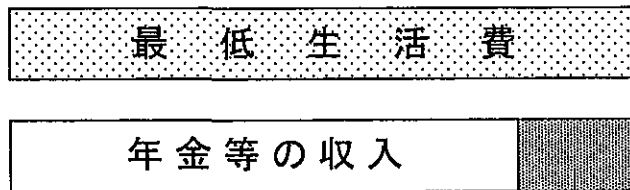
◇ 保護の開始時に調査

(預貯金、扶養義務者の状況及び扶養能力、年金、手当等の額、傷病の状況等を踏まえた就労の可否等)

◇ 保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

自立の助長

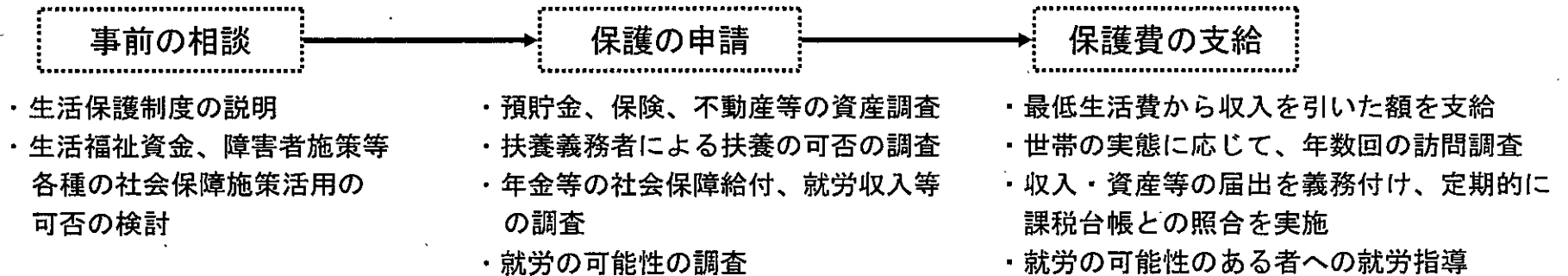
- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

2 保護の内容

○ 保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成。

※ 医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付が原則。それ以外は金銭給付が原則。

3 生活保護の手続



4 保護の実施機関と費用負担

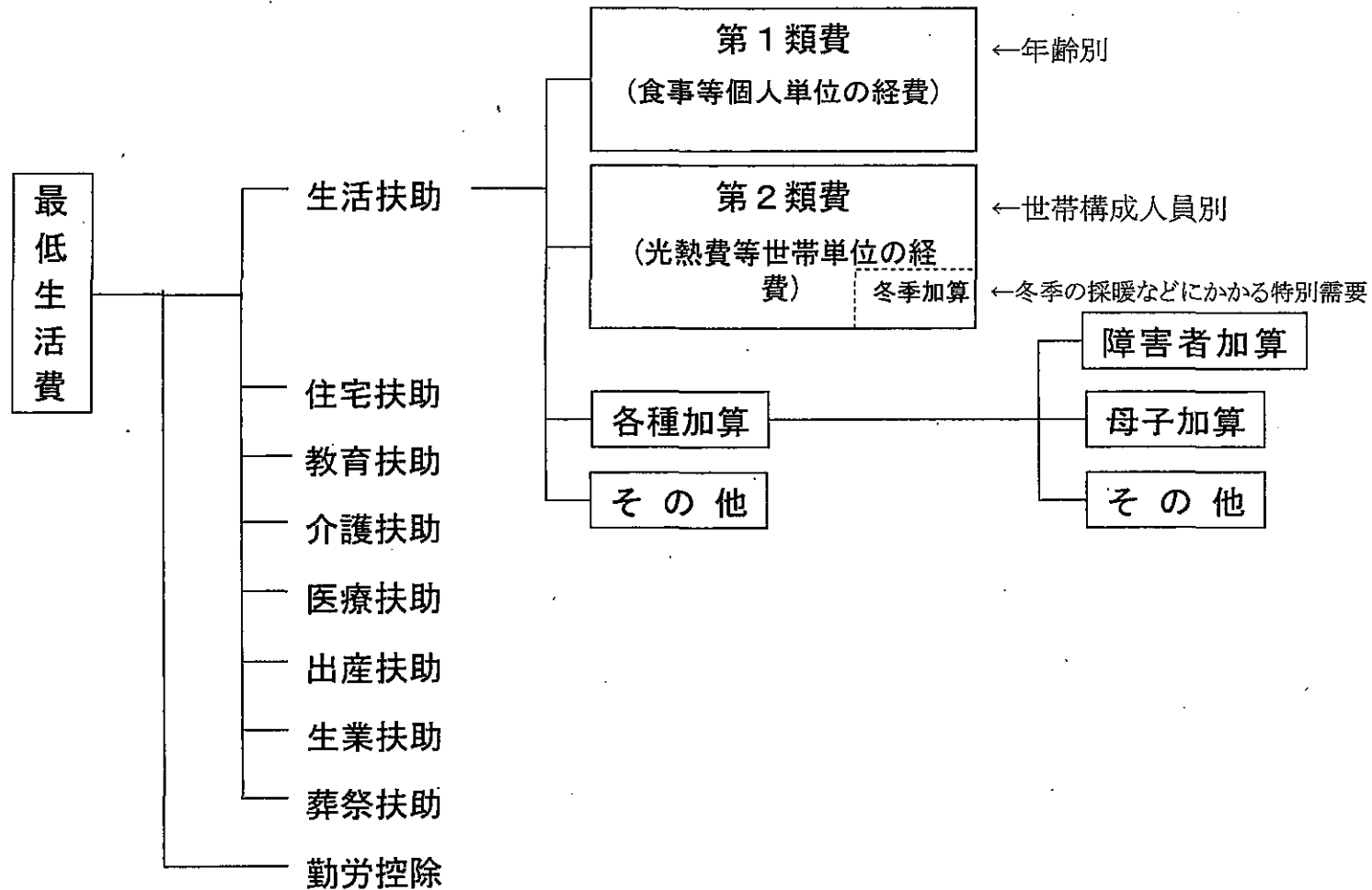
○ 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。

○ 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。

○ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

最低生活費の体系

○ 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成16年度）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0	14,970	14,300	13,620	12,950	12,280	11,600
1～2	21,790	20,810	19,830	18,850	17,870	16,890
3～5	26,950	25,740	24,520	23,310	22,100	20,890
6～8	32,030	30,590	29,150	27,710	26,260	24,820
9～11	36,450	34,810	33,170	31,530	29,890	28,250
12～14	44,010	42,030	40,050	38,070	36,090	34,110
15～17	47,310	45,180	43,050	40,920	38,790	36,670
18～19	42,010	40,120	38,230	36,340	34,440	32,560
20～40	39,970	38,170	36,370	34,570	32,780	30,980
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	57,980	55,370	52,760	50,150	47,540	44,930
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。

②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象		加算額		
		1 級 地	2 級 地	3 級 地
老人	71歳以上の者	9,670	8,800	7,920
	69、70歳の病弱者	7,250	6,600	5,940
	70歳の者	3,760	3,420	3,080
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
母(父)子世帯	児童1人の場合	23,260	21,640	20,020
	児童2人の場合	25,100	23,360	21,630
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800

①該当者がいるときだけその分を加える。

②入院患者、施設入所者は金額が異なる。

③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。

④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

④ 住宅扶助基準

地て実代い際るに家支賃払・つ

1 級 地	円以内 13,000
2 級 地	円以内 13,000
3 級 地	円以内 8,000

地域によりこの額以上の特別基準あり。(最高額は53,700円(東京都1,2級地、横浜市、川崎市))

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180

このほか必要に応じて教材費などの実費が計上される。

⑥ 介護扶助基準

た居宅介護費の平均月額

⑦ 医療扶助基準

療診費の平均月額

最低生活費認定額

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

勤労控除について

(1) 勤労控除の趣旨

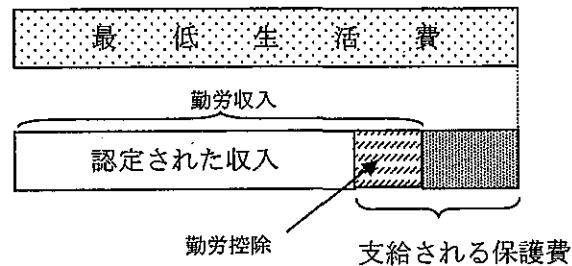
勤労に伴う必要経費を補填するとともに、勤労意欲の増進・自立助長を図る。

被保護世帯に収入があった場合、世帯の最低生活費から当該収入を差し引いた不足分を保護費として支給するのが基本であるが、勤労収入を得るためには、勤労に伴って被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの一一定額を控除する。

(2) 勤労控除（基礎控除）の概要

[16年度上限額 月額 33,190円（1級地）・収入額 8,000円までは全額控除]

○ 基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式（収入金額比例方式）を採用している。



(3) 勤労控除（基礎控除）の目安

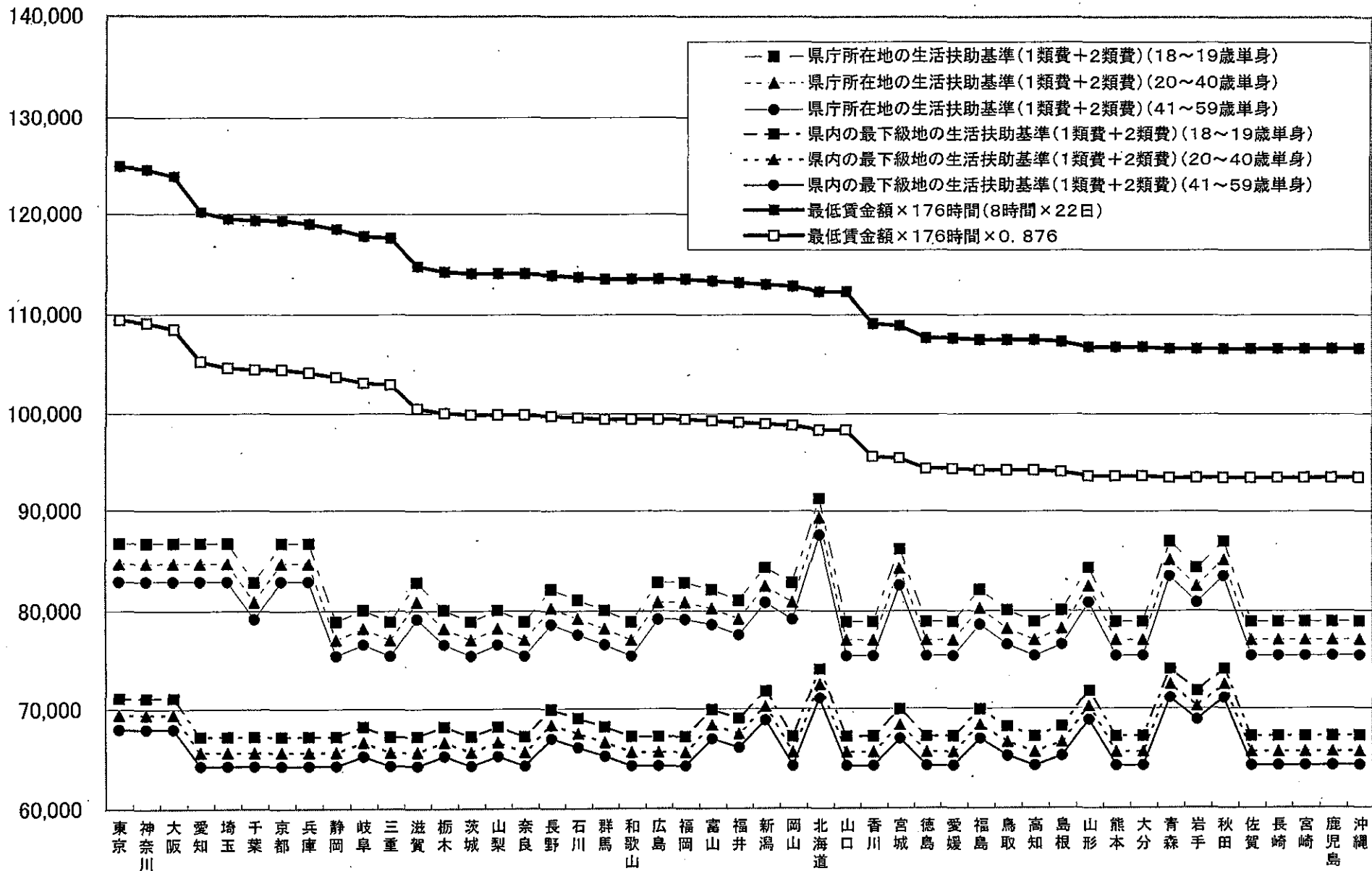
(円)

収入金額	1級地1人目	2級地1人目	3級地1人目
0～8,000	0～8,000	0～8,000	0～8,000
8,001～19,999	8,001～9,720	8,001～9,720	8,001～9,720
20,000～39,999	10,410～13,160	10,410～13,160	10,410～13,160
40,000～59,999	13,850～16,600	13,850～16,600	13,850～16,600
60,000～79,999	17,290～20,040	17,290～20,040	17,290～20,040
80,000～99,999	20,730～22,940	20,730～22,940	20,730～22,940
100,000～119,999	23,220～24,370	23,220～24,370	23,220～24,370
120,000～139,999	24,660～25,800	24,660～25,800	24,660～25,800
140,000～159,999	26,090～27,280	26,090～27,280	26,090～27,220
160,000～179,999	27,550～28,750	27,550～28,750	27,220
180,000～199,999	28,950～30,240	28,950～30,200	
200,000～219,999	30,380～31,530	30,200	27,220
220,000～239,999	31,820～32,960		
240,000～	33,190		

※実際には収入額4,000円刻みでより細かい控除額が決められている。

生活保護(生活扶助基準1類費+2類費)と最低賃金

単位:円



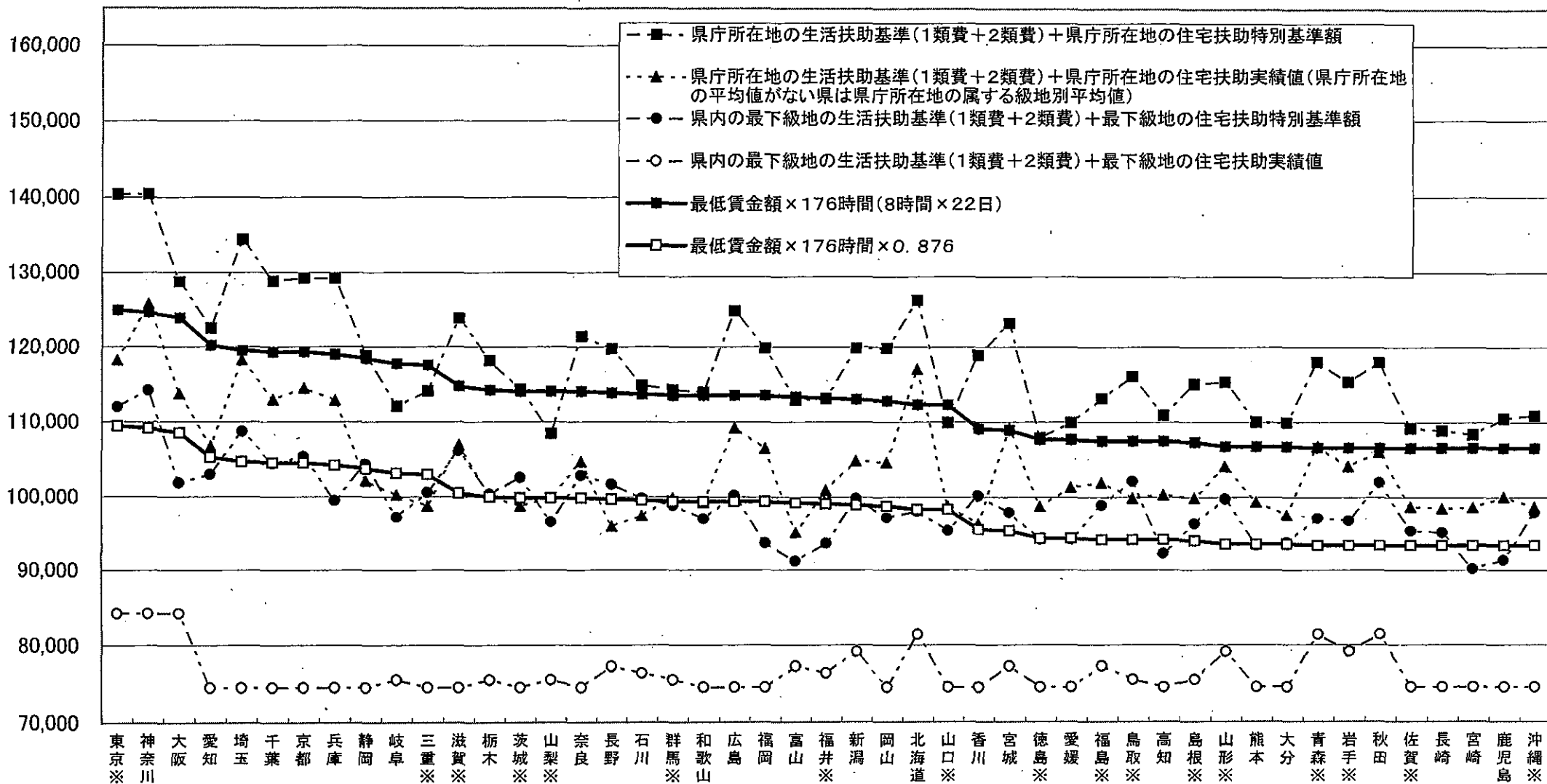
注1)生活扶助基準額には冬季加算を含めて計算。

注2)データは平成16年度のもの。

注3)0.876は時間額606円で月176時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

単位:円

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費)+住宅扶助(特別基準額又は実績値))と最低賃金



注1) 生活扶助基準(1類費+2類費)は18~19歳単身である。

注2) ▲の住宅扶助の平均値については、※がついていない都道府県は県庁所在地の平均値を、※がついている都道府県は県庁所在地の属する級地の平均値を用いて算出。

注3) 生活扶助基準額には冬季加算を含めて計算。

注4) データは平成16年度のもの。

注5) 0.876は時間額606円で月176時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。